

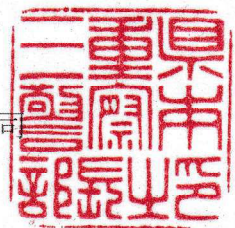
総発第 407 号

三重県公文書等管理審査会

三重県警察における公文書の管理に関する訓令（令和 3 年三重県訓令第 7 号）の一部を改正するに当たり、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号）第 36 条第 1 項の規定により、貴審査会の意見を求めます。

令和 7 年 8 月 25 日

三重県警察本部長 敦 澤 洋 司



公文書管理規程の改正内容

別紙のとおり

別紙

三重県警察における公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令（案）

三重県警察における公文書の管理に関する訓令（令和 3 年三重県警察本部訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 4 章 作成 第 3 節 施行 第40条 [略] (電子署名) <u>第40条の2</u> 電子文書に電子署名を実施する場合については、三重県警察における電子署名の実施に関する訓令（令和 7 年三重県警察本部訓令第●号）及び三重県警察における電子契約の実施に関する訓令（令和7年三重県警察本部訓令第●号）に定めるところによる。	第 4 章 作成 第 3 節 施行 第40条 [同左] [条を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

施行日

令和 7 年10月 1 日

別紙

公文書管理規程の改正内容

三重県警察における公文書管理に関する規程を改正する理由及び内容については、下記のとおりである。

記

1 三重県警察における電子署名の実施に関する訓令（案）の制定について

三重県警察における電子署名の実施は、三重県出納局が運用している「電子入札システム」による業務以外にはないことから、これまで知事部局の規程に基づき実施するものと認識して運用していたが、三重県警察における電子契約の実施に関する規程の整備において、知事部局の規程は、会計機関が異なる警察本部には適用されないことが判明したことから、この度、電子署名の実施に関する規程を整備するもの。

2 三重県警察における電子契約の実施に関する訓令（案）の制定について

令和7年10月からの公共事業契約及び物件関係契約を対象に、オンライン上で契約締結が完結する電子契約の導入に伴い、同契約の実施に関する事項について規程を整備するもの。

3 三重県警察における公文書の管理に関する訓令の一部改正（案）について

上記1、2のとおり「三重県警察における電子署名の実施に関する訓令（案）」及び「三重県警察における電子契約の実施に関する訓令（案）」を制定し、公文書の管理に関する訓令に電子署名及び電子契約に関する規定を加える。

4 改正案の施行日

令和7年10月1日

(案)

三重県警察本部訓令第●号

三重県警察における電子署名の実施に関する訓令を次のように定める。

令和7年〇月〇日

三重県警察本部長 敦澤 洋司

三重県警察における電子署名の実施に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、電子署名等の実施に関する基本的な事項を定めるとともに、鍵情報等の管理及び使用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 地方公共団体組織認証基盤 地方公共団体が住民、企業、国又は他の地方公共団体との間で交換する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式（以下「電磁的方式」という。）が真正なものであることを認証するための基盤をいう。
- (3) 鍵情報等 地方公共団体組織認証基盤における認証局（以下「認証局」という。）によって発行された電子署名を実施するために用いる符号及びこれを格納したカード（電磁的方式による記録に係る記録媒体をいう。）をいう。

(電子署名の種類)

第3条 電子署名の種類は、次のとおりとする。

- (1) 知事署名
- (2) 知事職務代理者署名
- (3) 警察本部長署名
- (4) 警察本部各部長及び首席監察官の署名
- (5) 警察本部各所属長の署名
- (6) 警察署長の署名

2 特別の理由により、前項各号に掲げる署名以外の電子署名を設けようとする

職にある者は、当該電子署名を設けることについて、警務部長の承認を得なければならない。

（鍵情報等管理者）

第4条 別表左欄に掲げる電子署名を実施するために使用する鍵情報等を管理するため、鍵情報管理者を置き、それぞれ同表右欄に掲げる職員をもって充てる。

2 鍵情報等管理者は、鍵情報等を慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難、不正使用等事故のないように適切な措置を講じて、厳重に保管し、及び管理しなければならない。

3 鍵情報管理者は、P I N（電子署名を付与する際に必要な暗証符号をいう。）を鍵情報等とは別に管理するものとし、次条第1項に規定する鍵情報等行使者以外に知られることのないように厳重に管理しなければならない。

4 鍵情報等管理者は、鍵情報等が適正に使用されるように、次条第1項に規定する鍵情報等行使者を監督しなければならない。

5 鍵情報等管理者に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指定した者がその職務を代行するものとする。

（鍵情報等行使者）

第5条 電子署名の実施に関する事務を処理するために実施所属に鍵情報等行使者を置く。

2 鍵情報等行使者は、三重県警察における公文書の管理に関する訓令（令和3年三重県警察本部訓令第7号）に定める文書管理担当者をもって充てる。

3 鍵情報等行使者が不在のときは、鍵情報等管理者があらかじめ指名した職員がその職務を行うものとする。

（電子署名の実施）

第6条 電子文書に電子署名を実施しようとするときは、鍵情報等行使者が使用する電子計算機の画面上に当該電子文書を表示し、原議その他証拠書類を添えて鍵情報等行使者の審査を受けなければならない。

2 鍵情報等行使者は、電子署名の実施を適当と認めたときは、文書の発信者名の職責に該当する電子署名を実施するとともに、当該電子署名に係る起案文書に三重県警察における公印に関する訓令（令和5年三重県警察本部訓令第4号）第6条により登録された公印を押印し、若しくは署名し、又は三重県警察

公文書管理システムに審査したことを入力しなければならない。

- 3 鍵情報等を使用するときは、勤務時間内に行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない理由によりあらかじめ所属長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 4 所属長は、前項ただし書の規定による承認をするときは、電子署名の実施について必要な指示をしなければならない。

(補則)

第7条 警察共通基盤システムその他の警察庁所管事業における電子署名の運用については、警察庁の定める規程を準用するものとする。

附 則

この訓令は、令和7年〇月〇日から施行する。

別表

署名の種類	鍵情報等管理者
知事署名 知事職務代理者署名 警察本部長の署名 警察本部各部長及び首席監察官の署名 警察本部各所属長の署名	警務部会計課長
警察署長の署名	当該警察署長
第3条第2項の規定による電子署名	当該署名により認証される職責を持つ者が認証局責任者と協議のうえ決定した者

(案)

三重県警察本部訓令第●号

三重県警察における電子契約の実施に関する訓令を次のように定める。

令和7年〇月〇日

三重県警察本部長 敦澤 洋司

三重県警察における電子契約の実施に関する訓令

(総則)

第1条 この訓令は、三重県警察が行う電子契約に関する基本的な事項を定める。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 契約のうち法令に定める措置を講じた電磁的記録により契約書を作成するものをいう。
- (2) サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (3) 電子契約サービス サービス提供事業者が三重県警察及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
- (4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(承認者)

第3条 電子契約の実施に関する事務を処理するため、警察本部及び警察署（以下「警察本部等」という。）に承認者を置く。

2 承認者は、文書管理担当者（三重県警察における公文書の管理に関する訓令（令和3年4月1日三重県警察本部訓令第7号。以下「公文書管理訓令」という。）第8条の文書管理担当者をいう。）をもって充てる。

3 承認者が不在の時は、文書管理者（公文書管理訓令第7条の文書管理者をいう。）があらかじめ指名した職員がその職務を行う。

(電子契約の実施)

第4条 電子契約を実施しようとするときは、警察本部等で使用する電子計算機の画面上に電子契約サービスにアップロードされた電子契約書を表示し、原議書その他証拠書類を添えて承認者の審査を受けなければならない。

2 承認者は、前項の審査に当たっては、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 決裁が有効になされていること。
- (2) アップロードされた契約書類が契約締結の決裁を受けたものと相違ない

ことが確認なされていること。

- 3 承認者は、電子契約の締結を適当と認めたときは、電子署名を行うとともに、当該電子契約に係る原義書の備考欄に締結日を記入し、認印を押印し、若しくは署名し、又は三重県警察公文書管理システムに審査したことを入力しなければならない。
- 4 電子契約サービスを利用しようとするときは、勤務時間内に行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない理由によりあらかじめ警察本部等の文書管理者の承認を受けたときは、この限りでない。
- 5 文書管理者は、前項ただし書の規定による承認をするときは、電子契約の実施について必要な指示をしなければならない。

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は三重県及び三重県警察が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。